

# 令和5年度 厚生労働省組織・定員の概要

- 令和5年度の組織・定員については、コロナ後を見据え、以下のような内容が認められた。
  - ・ 次の感染症危機に備え、平時からの感染症対応能力を強化するための組織体制の整備
  - ・ 「人への投資と分配」等、新たな資本主義に向けた改革を実施するための体制強化
  - ・ 「全世代型社会保障の構築」に向けて、医療分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進など各種課題への対応のための体制強化

## 1 組織体制の整備（主なもの）

※名称は仮称

### (1) 平時からの感染症対応能力の強化等

- ・ 健康局に「感染症対策部」を設置し、
  - ①内閣感染症危機管理統括庁との連携を図り、平時からの感染症危機への対応準備に係る企画立案（省内全体のとりまとめ）
  - ②感染症法、予防接種法、検疫法等に係る業務を実施する体制を整備。
- ・ 感染症対策部に、「企画・検疫課」及び「予防接種課」を新設するとともに、結核感染症課を振替設置。
- ・ 上記と併せて、医薬・生活衛生局の食品基準審査課、食品監視安全課、生活衛生課及び水道課を、健康局へ移管。 ※食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政は令和6年度に他省庁へ移管予定
- ・ これにより、医薬・生活衛生局を「医薬局」に、健康局を「健康・生活衛生局」にそれぞれ改組。

### (2) 医薬品等の審査体制の強化

- ・ 官房企画官（次世代医薬品等審査担当）を設置。

### (3) 総合的な人材確保対策の企画・調整体制の整備

- ・ 職業安定局に「人材確保支援総合企画室」を設置。

### (4) 困難な問題を抱える女性への支援の推進体制の整備

- ・ 社会・援護局に「女性支援室」を設置。

## 2 こども家庭庁創設に伴う組織・定員の移管

令和5年4月のこども家庭庁創設に伴い、子ども家庭局、国立児童自立支援施設等の組織・定員を移管。

## 3 人員体制の整備

本省内部部局、ハローワーク等を中心に大幅な定員増を図り、新規業務や既存業務の増大にも的確に対応できる体制を整備

区分	令和4年度 末定員※1	令和5年度増減内訳※1			令和5年度 末定員
		増員等	減員等	差引	
厚労省	33,424	969	▲876	93※2	33,517
内部部局	4,171	209	▲56	153	4,324

※1 令和4年度末定員及び令和5年度増減内訳には、こども家庭庁への移管分 ▲230人（うち内部部局▲151人）を含まない。

※2 厚労省全体の差引は、雇用調整助成金等対応の時限定員（労働局）の到来減▲175人を除くと、+268人。

### （増員等の主な内容）

- 本省内部部局
  - ・ 平時からの感染症対応能力の強化等（感染症対策部） 25人
  - ・ 医療分野のデジタルトランスフォーメーションの推進 8人
  - ・ 困難な問題を抱える女性への支援の推進 10人
- 検疫所
  - ・ 検疫を円滑に実施するための体制強化 40人
- 都道府県労働局
  - ・ 円滑な労働移動・人材確保等に向けた支援体制強化（ハローワーク） 350人
  - ・ 働き方改革の更なる推進のための監督指導（監督署） 124人
  - ・ 最低賃金の引上げ・履行確保を図るための体制強化 30人

（※別途、定員合理化、時限到来による減員がある。）